

概算数量発注方式に係るQ&A

番号	質問・疑問	回 答
1	概算数量発注方式とは何か。	<p>工事発注に際して、工事数量の全部又は一部を概数で積算するとともに、施工条件を明示し、その詳細が判明した時点で、その工事数量を確認し、設計変更処理を行う手法をいいます。</p> <p>概数として扱える数量は、次のいずれかの方法により算出された工事数量となります。</p> <p>(1) 標準断面図において幅、長さ、法長、断面積等の数値を示し、延長を乗じて、算出した工事数量</p> <p>(2) 概算数量となる目的物を構築するために必要な土工、運搬工などの工種</p>
2	概算による事の発注には、どういった利点があるのか。	<p>事前に変更が予想される数量として契約しているため、現場不符号等の確認・報告、設計変更続き及び請負者の承諾等といった事務手続きを行うことなく、工事監督員との数量確認協議により工事着手が可能となります。</p>
3	概算数量を確認させるための調査、作図費用は、計上しているのか。	<p>経費に含まれる設計図書の照査の範囲内であるため、計上はしていません。</p>
4	設計条件では作業ができない区間があるが、どのように施工したら良いのか。	<p>概算数量で積算している工種については、代表的な条件で積算をしている場合があります。現場立ち合いの時に発注者と現場条件の確認をし、概算数量の確認時に併せて施工条件の変更も確認します。</p>
5	当初、概数として扱っていなかった数量を、協議により施工途中で概数として扱うことはできるのか。	<p>施工途中で概数として扱うことはできません。</p>
6	通常的设计変更において生じる新たな項目の数量に変更が予想される場合、これを概算数量として扱うことができるか。	<p>発注時に概算数量として取扱う工種以外は、追加で概算数量とすることはできません。</p>
7	概算数量発注による設計変更と、通常発注の設計変更の手続きの違いはあるのか。	<p>通常的设计変更と変わりありません。</p>
8	概数確認に伴い、工期を延長する必要がある場合には、どのようにすればよいのか。	<p>当初工期には、概算数量を確認させるための業務として10日間程度見込んでいますが、さらに日数を要する場合は、工事打合簿に追加となる理由と日数を記載のうえ協議してください。</p>